

別表第三号の二(第14条の5第1項第4号イ、第32条第7項、第34条第3項第4号レ関係)

受信料財源任意的配信業務費用明細表

年 月 日から  
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	二号業務		三号業務	合 計
	国内受信料財源 任意的配信業務	国際受信料財源 任意的配信業務		
国内放送 番組等配 信費	コンテンツ制作 業務費			
	コンテンツ制作 設備費			
	配信業務費			
	配信設備費			
	認証業務費			
	認証設備費			
	視聴者対応費			
	企画費			
	開発費			
	小計			
国際放送 番組等配 信費	業務関連費			
	設備関連費			
	小計			
広報費				
給与				
退職手当・厚生費				
共通管理費				
減価償却費				
合計				
費用の上限				

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第21条の2第1項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源任意的配信業務の実施に要する費用の上限をいう。

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 受信料財源任意的配信業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。